



平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 ワ タ ミ 株 式 会 社  
(コード番号 7522 東証第一部)  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 邦 晃  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 小 田 剛 志  
(TEL 03-5737-2784)

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 25 日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 制定の目的

当社が「経営理念」の具現化を通じて、企業として持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るため、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として定めております。

2. 構成

コーポレート・ガバナンス・ガイドラインは、当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的に考え方や方針等を体系化したものであり、以下の項目で構成しております。

- 第一章 総則
- 第二章 株主の権利・平等性の確保
- 第三章 ステークホルダーとの適切な協働
- 第四章 適切な情報開示と透明性の確保
- 第五章 取締役会等の責務
- 第六章 株主との対話
- 第七章 制定・改定・廃止

詳細につきましては、添付の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

以 上

# コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

2016年3月25日

ワタミ株式会社

**WATAMI**®

# 【目次】

## 第一章 総則

第 1 条 目的および基本的な考え方

## 第二章 株主の権利・平等性の確保

第 2 条 株主の権利・平等性の確保

第 3 条 株主総会

第 4 条 情報開示

第 5 条 資本政策等について

第 6 条 政策保有株式および政策保有株式に係る議決権行使について

第 7 条 関連当事者間の取引

## 第三章 ステークホルダーとの適切な協働

第 8 条 ステークホルダーとの適切な協働

第 9 条 経営ビジョンおよび中期経営計画

第 10 条 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

第 11 条 ダイバーシティ

第 12 条 内部通報

## 第四章 適切な情報開示と透明性の確保

第 13 条 適切な情報開示と透明性の確保

第 14 条 外部会計監査人との連携の確保

## 第五章 取締役会等の責務

第 15 条 取締役会等の役割と責務

第 16 条 経営陣への委任について

第 17 条 中期経営計画の策定と株主への説明責任

第 18 条 経営人財の育成

第 19 条 経営陣の報酬

第 20 条 取締役・監査役・執行役員を選任

第 21 条 リスクマネジメント

第 22 条 監査役および監査役会の役割・責務

第 23 条 独立社外取締役の役割・責務

第 24 条 独立社外取締役の有効な活用

第 25 条 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

第 26 条 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

第 27 条 取締役会の審議の活性化および情報入手の支援体制

第 28 条 情報入手と支援体制

第 29 条 取締役・監査役のトレーニング

## 第六章 株主との対話

第 30 条 株主との対話

## 第七章 制定・改定・廃止

第 31 条 制定・改定・廃止

<附則>

<別紙>

・「ワタミ環境宣言」

・コーポレートガバナンス体制図

## 第一章 総則

### 第1条 目的および基本的な考え方

ワタミグループは「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」をスローガンとして、ステークホルダーの皆さまから感謝されるような存在になることを目指します。

社会に信頼される企業であり続けるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たします。

同時に、経営ビジョンを具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢とします。

また、商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させます。その実現のために、時代の変化に対応したニーズに応じた事業展開、積極的なイノベーションを進めるとともに、上場企業として中長期的かつ安定的に経済的価値を生み出すことの両面を高い水準で維持・向上させる最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

## 第二章 株主の権利・平等性の確保

### 第2条 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに少数株主にも十分配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

### 第3条 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場と位置付け、株主の権利行使についての適切な環境整備を行います。

### 第4条 情報開示

当社は、株主の実質的な平等性を確保するため、当社ウェブサイトにおいて、株主向けに財務内容、事業活動、経営情報等の情報を掲載し、随時更新して適切な情報開示に努めます。

## 第5条 資本政策等について

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、収益力と資本効率の改善を進めるとともに、中期経営計画、決算説明、株主総会、適時開示等を通じて資本政策を説明するよう努めます。

株主還元については、長期にわたり安定的かつ継続的な配当を重視するとともに、今後の事業展開を勘案した株主資本の充実により企業体質の強化を図ることを基本方針とします。

## 第6条 政策保有株式および政策保有株式に係る議決権行使について

当社は、取引先との関係強化に必要と判断する場合や企業価値向上につながると判断する場合には、政策的に必要と判断する企業の株式を保有します。この株式保有のための出資については、取締役会規程に従い、取締役会の総合的な評価に基づき判断します。

また、保有の必要性および合理性を、原則として毎年1回取締役会で検証します。

政策保有株式の議決権行使に関しては、投資先企業および当社の企業価値の向上に資する提案か否かを総合的に判断し、議決権を行使します。

## 第7条 関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引について、取締役が子会社等（完全子会社を除く）の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けます。

また、主要株主との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう、一般的取引と同様に、担当取締役等の事前の確認及び必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えています。

## 第三章 ステークホルダーとの適切な協働

### 第8条 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーによるリソースの提供または貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーの権利や立場、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成を図るとともに、良好かつ円滑な関係の維持・構築に努め、環境保全や社会貢献等を通じて適切な協働に取り組みます。

### 第9条 経営ビジョンおよび中期経営計画

当社は、現時点において、先行き不透明な経営環境等を鑑みて、経営ビジョン、中期経営計画の達成度を評価するための主要業績指数(KPI)、基本経営戦略等を示した中期経営計画を積極的に公表していませんが、株主等すべてのステークホルダーに対して、当社の経営ビジョンや中期経営計画へのご理解を深めていただくべく、来期(平成29年3月期)以降の中期経営計画を5月に公表を予定します。実行における進捗状況等につき乖離が生じた場合には、その乖離した原因を十分に分析し、株主に株主総会や決算短信等の開示書類を通じて説明し、その分析を次期以降の計画に反映していくことを予定しています。

## 第 10 条 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であると考えます。これを踏まえ、「ワタミ環境宣言」を発表し、エネルギーの見える化による無駄の削減や空ビンのリユースなど事業活動で発生する環境負荷を可能な限り低減するとともに、再生可能エネルギー事業や森林再生事業を通じて環境活動に取り組んでいます。

また、株主ならびに顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会などのステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の継続に努めるとともに、価値創造に向けた取り組み状況に関する情報を積極的に開示します。

## 第 11 条 ダイバーシティ

当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保するうえでの強みとなると考え、人材の多様性の確保を推進します。

当社は、女性活躍推進への取り組みに関する方針を具体化するプロジェクトを立ち上げ、経営的視点を伸長させるための教育や、女性がライフイベントを乗り越え働き続けていける制度の充実などに取り組めます。

## 第 12 条 内部通報

当社は、従業員が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適当な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る体制を整備しています。

当社は、会社に発生したまたは発生するおそれのあるリスクを発見した役職員が直接連絡するためのヘルプラインを設置しています。

また、通報を受けた情報は、内容精査のうえ、担当部門と協議し、重要性の高い問題については、その内容に応じて、取締役会、監査役会等に報告します。

## 第四章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第 13 条 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示を行うことを基本とし、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。

### 第 14 条 外部会計監査人との連携の確保

当社は、外部会計監査人と事前協議の上、年間の監査スケジュールを策定し、十分な監査時間の確保に努めます。また、外部会計監査人の要請により、代表取締役社長、管理部門統括取締役等との討議の場を設ける。さらに、会計監査や四半期レビューの報告、J-SOX 監査等を通じ、監査役、経理担当者、内部監査担当者との十分な連携の確保に努めます。

## 第五章 取締役会等の責務

### 第 15 条 取締役会等の役割と責務

取締役会および監査役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を有することを踏まえ、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、その役割・責務を適切に果たします。

経営の意思決定と業務執行の監督機能を担う取締役会において、法令、定款、および「取締役会規程」に規定された事業年度予算や取締役会候補者の選任等の重要事項について決議します。

### 第 16 条 経営陣への委任について

当社は「取締役会規程」に則り、法令および定款に定められた事項、当社および当社グループの重要事項等を決定します。また、取締役および執行役員等で構成する経営会議は、当社および当社グループに関する経営および各業務運営に関する重要な執行方針を協議・決定しています。

### 第 17 条 中期経営計画の策定と株主への説明責任

取締役会および経営陣は、経営戦略に株主の理解を得ることが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠であるとの認識に立ち、経営戦略の重要な要素となる予算計画や経営資源配分等、主要な課題について、明確かつ丁寧な説明をするように努めます。

また、取締役会および経営陣は、中長期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識し、計画の進捗状況を把握、分析し達成に向けて各年度計画を立案し、決算説明会などを通じて、その内容について分かりやすい説明を行うことに努めます。

### 第 18 条 経営人財の育成

当社は、実践型の「スキル教育」のほか、教育および能力開発として「理念教育」「階層別教育」「選抜教育」「自己啓発支援」を行っています。

将来の経営幹部育成としては、選抜されたメンバーに対して経営幹部研修を行い、計画的に後継者を育成し、その状況を取締役会は適宜確認します。

### 第 19 条 経営陣の報酬

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定します。

取締役及び執行役員の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとします。

監査役の報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定します。

## 第 20 条 取締役・監査役・執行役員を選任

当社は、執行役員を選任にあたっては、性別を問わず、会社の業務に精通し、人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者を選任し、取締役会で決議します。

当社は、取締役を選任にあたっては、会社の内外・性別を問わず、執行役員の資質を具備したうえで、さらに企業経営の諸問題に精通していること等、人格・識見ともに優れ、経営者としての職務を全うすることのできる者を候補者とし、取締役会にて決議し、承認された場合に株主総会の招集通知に候補者として記載します。

当社の取締役会は、多様な知識・経験・能力を有する者からバランスよく構成されるよう努めます。

当社は、監査役を選任にあたっては、取締役の職務執行の監査を公正に遂行することができる知識・能力・経験を有していることに加え、財務・会計に関する適切な知見を有している者等の基準を満たした者を候補者とし、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決議します。

社外取締役および社外監査役は、独立した立場から大局的に判断し、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、あるいは経営陣に対して適切に意見を述べます。

東京証券取引所の独立性に関する判断基準に準じ、客観的かつ長期的な展望で、重要な経営方針・戦略の策定及び決定、業務遂行の監督を行うために、多様な経歴・経験・属性をもつ精神的にも経済的にも独立した社外取締役を指名します。

## 第 21 条 リスクマネジメント

当社の取締役会は、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスク管理等に関して、内部統制システムが有効に機能するよう体制の整備及び運用状況についての監督を行います。

また、労務環境を含めたコンプライアンス全体のレベル向上のために、代表取締役社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、スピーディな業務の改善と事故の未然防止を図るとともに、その委員会の活動状況、内部通報の状況、重大なリスクへの対応状況等は、定期的に取り締り会にて報告します。

## 第 22 条 監査役および監査役会の役割・責務

当社の監査役会は、3名の監査役で構成し、半数は当社が定める独立役員の要件を満たす社外監査役とします。監査役には、その専門分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、財務・会計に関する専門家、弁護士、学者、企業実務家などから選任することとし、取締役会においてそれらの専門的知見より意見を述べます。常勤監査役は、経営会議、部門長会議等の重要な会議への出席および社内決裁書類(稟議書等)の閲覧ならびに、取締役会、内部監査部門およびその他の使用人からの情報収集や報告を受け、監査役会において報告するとともに、社外監査役と議論を行う等により適切な監査を実施します。

## 第 23 条 独立社外取締役の役割・責務

当社は、独立社外取締役には、経営の方針や経営改善に助言を行うことのほか、経営陣の選解任を含む取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、会社と経営陣・支配株主等との利益相反取引の監督を行うこと、独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切反映させること等の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図ります。



#### 第 24 条 独立社外取締役の有効な活用

当社の取締役会は、4名の取締役と1名の社外取締役により構成されています。1名の社外取締役は、取締役の職務を遂行するにふさわしい豊富な能力、専門性、経験及び知識を経営全般に活かすとともに、独立した立場からの監督機能としての役割を果たします。

定期的に、独立社外取締役と監査役会、独立社外監査役会との意見交換会を実施し、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行います。

#### 第 25 条 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

取締役会は、社外役員への独立性に関する考え方として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を独立社外取締役の候補者として選定することを基本方針とし、当社から独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基軸に当社における独立性の判断基準を策定します。

#### 第 26 条 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、決算年度末にかけて、各取締役へ取締役会の自己評価を行います。取締役会事務局が社外取締役と毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施し、次年度からの取締役会の運営改善に努めます。取締役会の評価にあたっては、代表取締役を実施責任者として評価を行います。監査役会は、毎年、取締役会の監督機能ならびに業務執行機能について、ビジネス、ガバナンス、リスク管理に関する事項等を含む取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行い、意見を述べます。

#### 第 27 条 取締役会の審議の活性化および情報入手の支援体制

取締役会の審議の活性化を図るべく、取締役会の資料はその内容に応じ、取締役・監査役が事前検討に必要な時間を確保して配布するとともに、取締役会資料以外にも経営会議資料、社内報、経営状況の把握に必要な資料を随時提供します。さらに、取締役会・経営会議のスケジュールを半期ごとに各期のはじめに提供し、変更があれば事前に連絡を行います。議題は日程調整のうえ相当程度前に決定するとともに、取締役会の開催頻度は適切な審議ができるよう配慮して設定し、さらに、必要な審議時間を十分確保すべく、審議項目、開催時間を適宜調整します。

#### 第 28 条 情報入手と支援体制

取締役および監査役は、その役割・責務を実効的に果たすべく、積極的に情報収集に努めます。取締役会および監査役会には、当社の組織から合理的に判断したうえで、兼務を含めて事務局を設けて、適正な人員を配置し、必要な情報の提供などの支援を行います。各事務局は、取締役および監査役から情報提供の要望があれば、速やかに要望に応じ、可能な限り必要な情報を提供します。さらに、取締役および監査役は、必要に応じて、弁護士・公認会計士等の外部専門家の助言を得ます。

## 第 29 条 取締役・監査役のトレーニング

取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを適宜実施します。取締役または監査役が新たに就任する際は、顧問弁護士事務所、日本監査役協会、信託銀行、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク等が開催する法律、コーポレート・ガバナンス、財務会計等の研修会に継続的に参加し、有用な情報の入手およびスキルの習得に加え人的ネットワークを構築します。

独立社外取締役および独立社外監査役が、新たに就任する際には、当社の事業内容の説明を担当取締役、担当執行役員、担当部門の責任者等が説明するとともに、営業拠点、生産拠点等の現場視察を行います。

## 第六章 株主との対話

### 第 30 条 株主との対話

当社は、株主等と持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を行います。また、代表取締役による決算説明会を実施し、その結果を、適宜取締役会および経営会議等で報告します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めます。

## 第七章 制定・改定・廃止

### 第 31 条 制定・改定・廃止

本ガイドラインの制定・改定・廃止は、取締役会の決議によって行います。

#### <附 則>

本ガイドラインは、平成 28 年 3 月 25 日から実施します。

平成 28 年 3 月 25 日

#### <別紙>

- ・「ワタミ環境宣言」
- ・コーポレートガバナンス体制図

以上

## 「ワタミ環境宣言」の発表

「“美しい地球を美しいままに、子どもたちに残して行ってあげたい”。次の世代が、今ある美しい地球環境を受け継ぐことができたなら、とても素晴らしいことだろう。このためには、地球に住む一人ひとりが変わらなくては、何も変わらない。」

1999年の「ワタミ環境宣言」以来、ワタミグループは事業活動で発生する環境負荷を可能な限り低減する環境活動に取り組んでいます。

## 2008年の「ワタミ環境宣言」更新に際して

ワタミグループは、外食・介護・高齢者向け宅配・MD・農業・環境／メンテナンスと、様々な分野で「ありがとう」を集める活動を行うようになりました。各事業の特性に合わせた環境負荷低減に対する中期計画を策定し、グループ連結で活動を強化する宣言として、ワタミグループは、改めて2008年に「ワタミ環境宣言」を策定しました。

### —ワタミ環境宣言 2008—

美しい地球を美しいままに、子どもたちに残していく。

ご先祖様と未来の子どもたちに恥ずかしくない行動をする。

私たちは、「一人ひとりの意識と行動が変わらなくては明日の地球の現実は何も変わらない」ことを心に留め、当たり前のことを当たり前徹底してやり抜くことで、現実を変えていきます。

- 地球で事業活動を営む企業の責任として、  
その存在ゆえに生じる環境負荷を少しでも小さくする。  
～地球の邪魔をしない存在となる～
- 環境活動が経済活動であることを証明して、  
他の企業を啓発する。
- グループの成長に伴い  
増え続ける国内外の従業員を介して「環境」に働きかける。  
その一人ひとりが生活の中で、常に「環境」を意識し、  
実質的に明日の地球の現実を変えていくための行動をとる。

(当社ホームページ掲載)

コーポレートガバナンス体制図

